

令和5年10月吉日

ベイオーク会員各位

株式会社ベイオーク
管理本部

オークション規約一部改定のお知らせ

会員の皆様には、平素より格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

この度、オークション規約を以下の通り、一部改定させていただくことになりましたので、ご案内申し上げます。また、これに伴い、ベイオークに適格請求書発行事業者番号を申告していない会員様は、落札も不可となりますのでご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

【改定日】令和5年11月1日より適用

【変更内容】

- ◆ 市場規約第4条『入会条件』1項に以下を追加
②適格請求書発行事業者登録番号を取得していること。
- ◆ 市場規約第17条『取引の制限』5項を削除。
5. 適格請求書発行事業者でない、または、ベイオークに適格請求書発行事業者番号を申告していない会員は、出品することができません。
- ◆ 市場規約第19条『登録事項の変更に関する届出』を以下の内容に変更
会員は、登録事項（社名、住所、電話番号、取引銀行、適格請求書発行事業者登録番号、その他の内容）に変更があった場合、速やかに所定の方法で変更の内容を届け出なければならないものとします。届出がない場合、ベイオークは会員の取引制限を付すことができるものとし、それによって生じた損害についてベイオークは一切責任を負わないものとします。

以上